

○議長（古川元規） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を継続します。

小杉知弘議員。

○1番（小杉知弘） 1番小杉知弘です。

質問の前に、先月末より岩手県大船渡市で発生しておりました山火事ですが、一昨日に鎮火、昨日、避難指示が全面的に解除となりました。鎮火と避難指示解除の発表を聞いて安心したところではございますが、被害に遭われた方、約2週間の避難生活を送られた方にお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復興を祈念いたします。

それでは、本日は通告どおり2点の質問をさせていただきます。

まず、带状疱疹の予防接種費用の助成の拡充について、ご所見を伺います。

带状疱疹とは、体の左右どちらかの神経に沿って、痛みを伴う赤い発疹と水ぶくれが多数集まって帯状に生じる、水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の病気です。

日本人の成人90%以上の体内に潜んでおり、加齢や疲労、ストレスで免疫機能が下がると、ウイルスが活性化して带状疱疹を発症することがあります。

50歳代から発症率が高くなり、80歳までに何と3人に1人が発症すると言われおり、発症すると夜も眠れないほど激しい痛みが出る場合もあるようです。また、後遺症として带状疱疹後神経痛になる方も多く、人によって差はあるようですが、数か月間、軽く触れただけでも痛みを感じることもあり、日常生活への影響が出ることもあるようです。また、それ以外にも、視力低下や失明に至ることがあったり、目まいや耳鳴り、難聴などの後遺症も報告されています。

そんな带状疱疹の予防接種ですが、50歳以上の方は、带状疱疹を予防するためのワクチン接種も効果があるようです。

こちらのワクチンについて、今までは任意接種でしたが、来年度から国の施策により65歳の方については带状疱疹の予防接種が定期接種に切り替わるようです。しかし、改正に伴い、節目の年齢ではない、例えば現在66歳の方は70歳になるまで助成を受けられなくなってしまいましたし、経過措置後の2030年以降は、65歳での接種機会を逃してしまうと、以降、助成がないような状況です。

今回の変更に合わせて、64歳以下の方への助成内容も見直されているようですが、周辺の行政と同様の内容のようです。

村長より、本定例会冒頭に提案理由説明で、4つの政策方針の一つである「高齢者に

も安心な村づくり」に沿って各種施策や事業に取り組んでいかれるとお話があったと記憶しています。周辺行政と足並みをそろえるだけではなく、本村独自の助成なり制度をつくってもよいかと思います。

帯状疱疹の発症またはその重症化の予防及び蔓延防止により、村民の皆様の健康保持を図るとともに、より一層の助成の拡充を求めたいと存じますが、ご所見を伺えればと存じます。

続きまして、2点目の質問をさせていただきます。

2点目は、災害時の避難所の環境改善のための施設整備、災害協定の現状と水循環型シャワーの設置について、ご所見を伺います。

渡辺村政になって各方面との災害協定が結ばれたというニュースをよく耳にするようになりました。災害時に各所から支援が受けられるのは非常に心強く感じているところではございますが、広域の災害となった場合、協定を結んでいても、協定先が被災していたり、物資が届かなかったりといった事象が起こることも想定されます。

そういった意味で、共助の輪を広げつつも、自助について考えていくべきだと感じます。

近年、災害関連死を減らすために「TKBS」が大切であると言われるようになりました。トイレ、キッチン、ベッド、シャワーの頭文字を取ってTKBSと言われておりますが、新潟県中越地震被害者に行った、被害者が必要とした支援に関するアンケートの1位は、トイレやキッチン、ベッドではなく、入浴だったそうです。災害の規模や被害の状況、避難の期間によってこれらは変わってくるものだと思いますが、自衛隊による入浴支援だけでは、設置数や避難所からの距離、設置期間に課題があり、自衛隊の活動だけではカバーし切れないというのが災害時の入浴支援の状況のようです。

そんな入浴支援ですが、今年の能登半島地震では自律制御型のポータブル水再生システムを活用したシャワーが、自衛隊よりも早い1月4日から稼働していたそうです。この水循環型シャワーについては、富山県の令和6年能登半島地震災害対応検証報告書でも言及されていますし、先月21日には富山県が県内4か所に水循環型のシャワーを備蓄することを決めたという報道も聞いています。

また、能登半島では100基のシャワーユニットが稼働していたそうですが、全て石川県が保有していたのではなく、循環型シャワーを保有していた企業や行政が支援することで成り立ったそうです。魚津市が昨年3月にトイレトレーラーを導入し、輪島に派

遣したことが話題となりましたが、自助にも共助にもなる非常にすばらしい取組だと感じました。

本村におきましても、ポータブル式循環型シャワーユニットを導入することで、村民の避難環境の向上はもとより、周辺行政への派遣、さらには災害協定を結んでいる企業への派遣など、共助においても貢献できると考えます。

以上2つ目の質問になりますが、災害時の避難所の環境改善のための施設整備、災害協定の状況及び今後の展望などについて、ご所見を伺えればと存じます。

○議長（古川元規） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 1番小杉議員の、带状疱疹の予防接種費用の助成の拡充について並びに災害時の避難所の環境改善についてのご質問に回答をさせていただきます。

まず初めに、带状疱疹ワクチン予防接種については、令和7年4月1日より65歳以上の高齢者を対象に定期接種化されます。80歳以上の方の発症率が高いですが、接種が可能な50歳以上の罹患者の約2割には、治癒後に長い痛みが残る可能性があると考えられています。

定期接種化された場合でも、50歳から64歳のはざまの年齢の方に安心・安全に生活いただけるよう、村として任意接種の補助を継続してまいります。

带状疱疹ワクチンは2種類あり、生ワクチンの場合は1回接種、組換えワクチンの場合は2回接種となっており、生ワクチンは8,000円から1万円程度で接種できるのに対し、組換えワクチンは1回の接種で約2万円かかります。

本年度まで、どちらのワクチンを接種した場合でも、1回限り5,000円の補助としておりました。

令和7年度からの定期接種におけるご負担に関しては、生ワクチン接種の方は2,700円の自己負担、組換えワクチン接種の方は1回7,000円の自己負担をお願いするものとなっております。

任意接種に関しては、他市町の費用助成の状況やワクチン接種にかかる費用を鑑み、生ワクチンは現状と変わらず、上限5,000円の補助とし、組換えワクチンについては、1回の接種につき上限1万円、2回の補助とします。

3月号広報の9ページに掲載させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。重ねて、定期接種の対象となる方については、ぜひ接種の検討をお願い申し上げます。

そして、今ほど質問にございましたこの65歳以上の定期接種外の方に対するの補助

に関しては、ご指摘のとおり、盲点であったというふうに今ほど受け止めました。

令和7年度中にそういった定期接種を受けられなかった方かつ65歳以上の方に対しての補助の検討を行いたいというふうに考えております。

続きまして、災害時の避難所の環境改善についてのご質問に回答をさせていただきます。

今ほどお話にありましたとおり、この水循環型シャワーのお話に関しましてになりますが、現在、過去の災害の教訓から、避難所におけるトイレ、キッチン、ベッド、シャワー設備の重要性は明らかなものとなってきております。

当村においては、災害時連携協定において避難所における簡易ベッドの確保についてはおおむね担保ができているものと考えておりますが、そのほかトイレ、キッチン、シャワー設備については未着手となっております。

議員ご指摘の水循環型シャワーについては、水を循環再利用するという点においては災害発生時におけるインフラの断線等による水不足の状況下においても、少ない水量でシャワーの使用が可能となることから、その優位性は認識しております。

災害発生時避難所の環境整備については、今後も継続して整備を図ってまいりたいと考えておりますが、シャワーのみならず、そのほかトイレ、キッチン設備のプライオリティーを検討しながら、かつ効果的な交付金や有利な起債等可能であれば、速やかに設置を検討してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、ご理解のほどお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。